

## ケアプランやまさん家 運営規程

### 第1条（事業の目的）

株式会社シャイニーが開設するケアプランやまさん家（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援（介護予防支援）を提供することを目的とする。

### 第2条（運営方針）

当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

- 二 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。
- 三 当事業所は、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

### 第3条（事務所の名称、所在地）

事務所の名称	ケアプランやまさん家
事務所の所在地	姫路市飾磨区中浜町1丁目110番地

### 第4条（従事者の職種・員数及び職務内容）

当事業所は次のとおり管理者を設置する。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）。
  - 2 管理者は従業者及び利用の申込みに係る調整など業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。
- 二 当事業所は次のとおり介護支援専門員を設置する。
- 1 介護支援専門員 1名以上。
  - 2 介護支援専門員は利用者からの相談を受ける。
  - 3 介護支援専門員は居宅サービスの作成、変更を行う。
  - 4 介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

### 第5条（営業日及び時間）

営業日および営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日は月曜日から金曜日までとする。  
（ただし祝日及び8月14日～15日、12月31日～1月3日を除く）
- 二 営業時間は通常時間として9時00分から17時00分とする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 第6条（サービス提供方法及び内容）

サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所は利用者の自宅または当事業所の相談室等とする。
- 二 使用する課題分析票の種類は全国社会福祉協議会方式居宅サービス計画ガイドラインとする。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の自宅または当事務所の相談室等その他必要と認められる場所とする。
- 四 利用者への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

## 第7条（利用料）

利用料は介護報酬の告示上の額とする。

## 第8条（その他費用の額）

次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援（介護予防支援）に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、通常の実施地域を越える地域で訪問が妥当と考えられる地域への訪問に対しては、事業所からの距離が1kmにつき10円の交通費、その他交通機関を利用した場合の実費相当額を請求致します。

- 一 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

## 第9条（通常の事業実施地域）

通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。  
姫路市及びたつの市及び太子町により実施する。

## 第10条（研修の確保）

介護支援専門員等の資質を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内。
- 二 継続研修 随時。

## 第11条（秘密の保持）

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

## 第12条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
  - 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
  - 3 その他虐待防止のために必要な措置。
- 二 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

#### 第13条（記録の整備）

事業所は指定居宅介護支援（介護予防支援）の提供に関する諸記録を整備し、居宅サービス計画の完了の日から5年間は保存するものとする。

#### 第14条（個別サービス計画の提出依頼）

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

#### 第15条（地域ケア会議への参加）

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

#### 第16条（契約時の説明等）

利用者やその家族に対して、次のことを説明する。

- （1）ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行うこと。
- （2）当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

#### 第17条（感染症対策に関する事項）

事業者は、感染症防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）感染症の予防及びまん延防止のための訓練
- （2）感染症対策を検討する会議の開催
- （3）その他感染症対策に関する必要な措置

#### 第18条（その他）

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社シャイニーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規程は、令和2年1月6日から施行する。

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。